栗東市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月19日

栗東市監査委員 井之口 秀行 栗東市監査委員 中 野 光 一

財政援助団体等監査結果

- 1. 監査の種類 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)
- 2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。
- 3. 監査の対象及び監査期日

令和4年5月17日(金)

コミュニティセンター金勝管理運営委員会

令和4年5月24日(火)

コミュニティセンター治田東管理運営委員会

令和4年5月25日(木)

コミュニティセンター治田管理運営委員会

(以下書類審查)

- コミュニティセンター葉山管理運営委員会
- コミュニティセンター葉山東管理運営委員会
- コミュニティセンター治田西運営委員会
- コミュニティセンター大宝管理運営委員会
- コミュニティセンター大宝東管理運営委員会
- コミュニティセンター大宝西運営委員会
- 4. 監査にあたった監査委員

井之口 秀行

田中 英樹(令和4年6月8日退任)

5. 監査の着眼点と実施内容

令和3年度補助金にかかる出納その他事務の執行が交付目的に沿って適正に行われているかどうかについて、提出された監査資料と通帳や補助金等関係書類との照合を行うとともに、センター職員より説明を聴取し監査を実施した。

6. 監査の結果

各コミニティセンターにおいては、コロナ感染症対策をした上で事業を継続するなど 御尽力いただき、市民の地域活動の推進に成果をあげられた。栗東市補助金等交付規則 に基づき補助金交付申請並びに実績報告、また、その他の事務については、概ね適正に執 行されていると認められた。ただし、補助金内での流用が散見され、当初に立てた予算に 基づき事務を遂行する中において、やむを得ない理由により予算の流用を行うことは規 定の上でも認められているが、主管課である自治振興課指導の下、栗東市補助金等交付 規則に基づき適正に執行されたい。また、主管課においては一層の指導、支援に努められ たい。

以上